

「馬淵川水系河川整備学識者懇談会」規約

第 1 条（趣旨）

この規約は、「馬淵川水系河川整備学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第 2 条（目的）

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局が作成及び変更する「馬淵川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の素案及び青森県知事が作成及び変更する「馬淵川水系河川整備計画（指定区間）」の素案について意見を述べるとともに、河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるものとする。また、河川整備計画（大臣管理区間）に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

第 3 条（組織）

懇談会は、東北地方整備局長及び青森県知事が設置する。

2 懇談会の委員は、東北地方整備局長及び青森県知事が委嘱する。

第 4 条（座長）

懇談会に座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は懇談会の運営と進行を総括する。

3 座長は、副座長を委員の中から指名する。

4 座長に事故があった場合には、副座長がその職務を代行する。

第 5 条（懇談会）

懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会委員の任期は原則として 2 年とし、再任を妨げない。

3 懇談会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
なお、委員の代理出席は原則として認めない。

第 6 条（公開）

懇談会の公開方法については懇談会で定める。

第 7 条（事務局）

懇談会の事務局は、東北地方整備局青森河川国道事務所及び青森県県土整備部におく。

第 8 条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第 9 条（雑則）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則（施行期日）

この規約は、平成 19 年 11 月 30 日より施行する。

平成 22 年 11 月 24 日一部改正

「馬淵川水系河川整備学識者懇談会」委員名簿

	氏 名	所 属 等
1	木 立 力 <small>きだち つとむ</small>	青森公立大学経営経済学部 経済学科 教授
2	工 藤 明 <small>くどう あきら</small>	弘前大学農学生命科学部 地域環境工学科 教授
3	工 藤 祐 直 <small>くどう すけ なお</small>	南部町長
4	小 林 眞 <small>こばやし まこと</small>	八戸市長
5	齋 藤 宗 勝 <small>さいとう むねかつ</small>	盛岡大学栄養科学部 栄養科学科 教授
6	佐々木 幹 夫 <small>ささき みきお</small>	八戸工業大学大学院 工学研究科 教授
7	佐 原 雄 二 <small>さわら ゆうじ</small>	弘前大学農学生命科学部 生物学科 教授
8	関 下 斉 <small>せきした ひとし</small>	八戸野鳥の会 副会長
9	竹 内 貴 弘 <small>たけうち たかひろ</small>	八戸工業大学大学院 工学研究科 教授
10	竹 原 義 人 <small>たけはら よしひと</small>	三戸町長
11	三 浦 忠 司 <small>みうら ただし</small>	八戸歴史研究会 会長
12	山 下 祐 介 <small>やました ゆうすけ</small>	弘前大学人文学部 公共政策講座 准教授

計 12名

敬称略、50音順